

引当特定資産制度の導入に向けての概念整理 ～減価償却引当特定資産を中心に～

公認会計士
植草 茂樹

令和 3 年11月29日

内部留保の制度の考え方

改正国立大学法人会計基準

	現行) 目的積立金制度	減価償却引当特定資産	法人債引当特定資産
概要	損益計算上の利益のうち、現金の裏付けのある利益に対して、財務協議を経て、文部科学大臣の承認を得る仕組み	将来施設・設備の更新の目的のため、決算上の収支差額をもとに、法人の判断で資金留保を行う仕組み	法人債の償還のために、決算上の収支差額をもとに、法人の判断で資金留保を行う仕組み
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越の確実性が不安。 ・6年間で精算するので、中長期で蓄積する仕組みが寄付金しかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新予定の施設・設備の明確化が必要。(インフラ長寿命化計画や設備マスタープランとの整理) ※受託研究の減価償却も、プロジェクト期間内償却でなく、通常の耐用年数に変更すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の法人債償還の目的であれば、民間資金由来のものに限り繰越が可能。

中期の繰越のメルクマールについて、卓越した研究の強化・充実のためのプロジェクト経費の例示を追加。

今回の改正で導入される仕組み

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」最終とりまとめより

2. (5) (戦略的な目的積立金等への見直し)

現在、資金を積み立てて活用できる仕組みとして、目的積立金制度があるが、これは財務諸表の承認後に承認される仕組みであり、承認されるまでの間は大学側に不安感があるとともに、特に大学自らが獲得した財源についても、その資金留保の確実性が担保されないことに対する懸念が示されている。したがって、**国は、国立大学法人自らの判断で戦略的に積立てができる内部留保の仕組みを作るとともに、法人が自ら獲得した多様な財源を、戦略的に次期中期目標期間に繰り越すことができるよう、目的積立金の見直しを行うべき**である。

このように、国は、社会や市場との対話を通じて新たな投資を呼び込み、資金循環を駆動させることで、経済社会システムを変革することが期待される国立大学法人に相応しい会計制度・会計基準の在り方について、検討することが急務である。

引当特定資産の計上のために、積立の根拠（裏付けの更新計画）が必要

- 減価償却引当特定資産による内部留保のためには、**裏付けとなる施設・設備の将来更新計画が必要**となる。
⇒現状は、国立大学ごとに「**インフラ長寿命化計画（施設）**」・「**設備マスタープラン（設備）**」が作られている。これらの計画などをもとに、**自己財源をもとに更新が予定されている施設・設備**に対して、当年度の減価償却費を上限として、財源を引当を可能とする仕組みの導入が望ましいのではないか。
- 受託・共同研究を財源とした固定資産についても、通常の耐用年数を適用すべきではないか。（現状はプロジェクト期間内での償却となっており、単年度償却の資産が多く、減価償却費が実態と異なる）

【出典】宮崎大学インフラ長寿命化計画（平成29年3月）

施設整備補助金等による整備(主要3団地) (千円)

項目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	計
建物整備計画	924,000	865,600	899,200	1,006,400	835,600	863,900	741,700	956,300	628,400	863,600	8,584,700
基幹整備計画	75,600	109,600	118,000	118,000	118,000	141,400	104,700	130,600	130,600	185,200	1,231,700
環境整備計画	0	0	3,000	3,000	3,000	0	20,000	0	10,000	0	39,000
総合計	999,600	975,200	1,020,200	1,127,400	956,600	1,005,300	866,400	1,086,900	769,000	1,048,800	9,855,400

・10年間で100億円必要

自己財源による整備(主要3団地) (千円)

項目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	計
バリアフリー整備	12,000	0	0	10,200	12,500	2,800	0	2,500	0	0	40,000
省エネルギー整備	11,000	5,000	40,800	28,400	21,200	52,900	5,200	26,900	24,600	20,000	236,000
トイレリニューアル	22,800	33,600	7,200	10,000	20,800	1,000	48,700	21,700	27,100	10,500	203,400
防水・外壁整備	38,500	45,500	50,000	42,000	35,900	45,000	30,000	50,500	36,700	46,600	420,700
総合計	84,300	84,100	98,000	90,600	90,400	101,700	83,900	101,600	88,400	77,100	900,100

・10年間で9億円必要

【出典】豊橋技術科学大学設備マスタープラン（平成31年度版）

7 概算要求する設備の位置付け

平成30年度概算要求をする設備は、中期目標・中期計画に基づく教育・研究への取組の向上に不可欠な設備及び教育研究基盤機能を確保するため等の設備で、自助努力で整備しきれない学内優先度の最も高いものと位置付けている。

先にも述べたが、法人化後は、大学の自助努力による整備を基本的な考え方として進めているが、多くの老朽化設備対策と新規設備への更新などの課題を抱えている状況にあり、その中で比較的高額でない3,000万円以下の設備及び情報系の基盤設備については自前で整備することとしている。

インフラ長寿命化計画、設備マスタープラン上で、「自己財源による整備」を明示している大学もある。減価償却引当特定資産の積立のため、裏付けとなる計画との整合性が求められる。

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定のための検討会の状況①

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会の設置について（令和3年8月 科学技術・学術政策局長、研究振興局長）

（出典）同検討会
第2回資料より

1. 趣旨

大学等における研究設備・機器は、あらゆる科学技術イノベーション活動の原動力となる重要なインフラであり、科学技術が広く社会に貢献する上で必要なものである。このため、基盤的及び先端的研究設備・機器の持続的な整備と、これらの運営の要としての専門性を有する人材（技術職員等）の持続的な確保・資質向上を図ることが不可欠である。また、これらの研究基盤は、多数の研究者に活用されてこそ、その価値が高まるものであることから、広く共用されることが重要であり、共用は、研究者がより自由に研究に打ち込める環境の実現や限られた研究資金による研究効果の最大化にも資するものである。

このような認識の下、各大学等において、研究基盤が経営資源の一つとして戦略的に活用・運用されるよう、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）では、2021年度までに国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定し、2022年度から大学等が研究設備・機器の組織内外への共用方針の策定・公表を行うこととされている。

このため、大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を検討する場として、「大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等について

3. 実施方法

- ・検討会は別紙委員をもって構成することとする。
- ・検討会には座長を置く。
- ・座長は、検討会の事務を掌理する。
- ・座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- ・検討会の会議及び議事は原則として公開で行う。ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、非公開とすることができる。
- ・その他、運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮った上で定める。

4. 実施期間

令和4年3月31日までとする。

5. その他

検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得て、以下の事務局が行う。

- ・科学技術・学術政策局研究環境課（代表）
- ・研究振興局大学研究基盤整備課

また、高等教育局から、大学振興課、専門教育課、国立大学法人支援課、私学部がオブザーバーとして参加する。

委員名簿

- | | |
|---------|---|
| ◎ 江端 新吾 | 国立大学法人東京工業大学総括理事・副学長特別補佐、戦略的経営オフィス教授 |
| 植草 茂樹 | 植草茂樹公認会計士事務所所長 |
| 岡 征子 | 国立大学法人北海道大学グローバルファシリティセンター機器分析受託部門／設備リユース部門長 |
| 上西 研 | 国立大学法人山口大学理事・副学長（学術研究担当）・大学院技術経営研究科教授 |
| 小泉 周 | 大学共同利用機関法人自然科学研究機構特任教授 |
| 高橋 真木子 | 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事 |
| 龍 有二 | 公立大学法人北九州市立大学理事・副学長 |

◎：座長

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定のための検討会の状況②

ガイドラインの骨子の修正案

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会(第2回)
(令和3年11月8日)資料2

(出典) 同検討会
第2回資料より

○ 前回の検討会を踏まえ、設備・機器（モノ）を最大限活用するための体制・方法を中心に整理。

1. 本ガイドラインにおける用語の定義

ガイドラインの対象となる設備・機器の範囲
(設備・機器の整備に係る目的を踏まえた考え方等)

2. 研究設備・機器の共用の重要性

①現状認識

(国や大学等の研究力・研究環境の状況、研究設備整備に関する予算の推移、汎用大型研究設備の整備状況と整備予算種、共用対象設備の状況、共通基盤センター等の大学内の組織的位置づけ)

②基本的考え方

(大学経営戦略と研究基盤の関係性、設備・機器と人材が活きる体制、設備整備計画策定の意義)

③共用システムによるメリット・意義

(資源の効果的活用、保守管理の効率化、共同研究・外部連携の発展)

3. 共用システムの構成・運営

①共用システムの構成・運営体制

(経営戦略への位置づけ、共用に係る統括部局の確立、人事・財務を含めた体制の整備)

②共用システムの基本設計

(共用の範囲、共用化のプロセス、設備・機器の選定)

③共用システムの具体的な運用方法

(インセンティブ設計、内部規程類の整備、設備・機器の見える化、予約管理システムの構築)

4. 共用システムに関連する周辺事項

①財務の視点

(整備・運用に関する予算の考え方、多様な財源の活用、利用料金の設定、リユースの活用)

②人材の観点

(技術職員等の共用への関わり方、技術職員の技能の向上・継承の取組)

5. その他の取組

(設備利用に関するデータの蓄積・活用、論文等成果への紐づけ、多様な研究者による共同研究・融合研究の推進、地域の大学・自治体・民間企業等との対外的な連携構築や情報発信による更なる有効活用の促進、産学協同による研究基盤の整備・活用、遠隔化・自動化・研究DXへの対応、等)

○参考事例

運営体制、規程類、予約管理システム、人事制度、等
(それぞれの項目の中に入れることも検討)

- 経営戦略と研究基盤の関係性
- 設備整備計画策定の意義
- 整備・運用に関する予算の考え方

などをガイドラインとして盛り込むことを検討中

※赤字が前回からの変更箇所

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定のための検討会の状況③

国立大学等の「設備マスタープラン」等と運営費交付金との関係

(出典) 同検討会
第1回資料より

令和4年度国立大学法人運営費交付金における概算要求の方向性について

(令和3年6月30日 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課、研究振興局学術機関課) (抜粋)

支援の枠組

(3) 共通政策課題分 ③選定方針 ○事業区分ごとの方針 ④基盤的設備等整備分

- 設備マスタープラン※1において現有設備の状況を分析し、更新等が予定される設備の範囲を把握するとともに、継続的に設備整備に充てる学内資源の額や、設備財源（外部資金・自己資金・運営費交付金等）に対する考え方等を明示しているか。
- 更新設備については、耐用年数を超えている・老朽化が著しいなど、安全面も考慮した整備の必要性・緊要性が高いものであるか。
- 特に研究設備について、整備後の最適なマネジメントの観点から、あらかじめ、学内外での共同利用に関する検証や共同利用に関する体制・環境の整備がなされているか。
- 設備整備後の活用計画等の実行性が担保されているか。
- 特に、令和4年度概算要求においては、以下に示すような設備整備も期待される。

(例)

(略)

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(R3.3.26) ※3を踏まえた、組織内外への共用化を図る設備

(略)

※1 各法人における社会への知的貢献と自律的な経営の両立に資するよう、教育研究活動の基盤となる設備の計画的かつ継続的な整備を促す観点から、第4期においても、各法人で設備マスタープランを策定し、法人全体として戦略的に教育研究環境の醸成に取り組むことが重要。

※2 (略)

※3 「科学技術・イノベーション基本計画」(R3.3.26)において、2021年度までに、汎用性があり一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とし、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表するとされている。

設備マスタープランにおいては、継続的に設備整備に充てる学内財源の額などを明示することが望まれる。このような要請と連動することが必要ではないか。

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定のための検討会の状況④

今後のスケジュール

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会(第2回)
(令和3年11月8日)資料6

(出典) 同検討会
第2回資料より

1. 検討会

- 第一回 (8月26日)
 - ・ 共用化のためのガイドラインの位置付け・対象範囲の確認
 - ・ 研究設備・機器の共用等に係る状況、文科省の取組・施策
 - ・ 内閣府の共用機器の調査の実施予定に関する報告
 - ・ ガイドライン骨子案(事務局案)の議論
 - ・ 今後の進め方の議論
- 第二回 (本日)
 - ・ ガイドライン骨子案(第一回の意見を踏まえて改訂)の報告
 - ・ 関係機関からのヒアリング結果の報告
 - ・ ヒアリング結果のガイドラインへの反映に関する議論
- 第三回 (1月頃)
 - ガイドライン本文たたき台の審議
- 第四回 (2月頃)
 - ガイドライン本文案の審議・検討会としてのとりまとめ

2. 関係機関からのヒアリング

- 「設備サポートセンター整備事業」、「コアファシリティ構築支援プログラム」、「新たな共用システム導入支援プログラム」実施機関を中心に、課題や先行事例を収集
 - ※ 関連団体(研究基盤協議会等)とも連携を図り、検討会委員やコミュニティ側からのヒアリングや事例の収集も適宜検討
- 観点(経営、財務、人材等)ごとに、複数の機関からヒアリング(検討会委員も可能な限り同席)
- 聴取した共有すべき内容は検討会に共有し、ガイドラインに反映(好事例はガイドライン参考資料に含める)

3. 審議会への報告・フィードバック

- 科学技術・学術審議会研究開発基盤部会
- 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会

事例

報告

FB

アウトプット

- ガイドラインの策定(局長決定)、大学等への通知
- 公募型研究資金のモデル公募要領等への反映

●今年度内にガイドラインのとりまとめを行い、各大学へ通知予定。

●来年度施行される会計基準の改正と連動が必要。

(※) 内閣府(e-CSTI)の取組を通じて状況・効果を把握するとともに、取組の進展に応じて策定内容を適宜更新